

令和7年度大阪府職員採用選考案内

〔守衛・自動車運転手〕

《受付期間》 令和7年11月4日（火曜日）午前10時から令和7年11月26日（水曜日）午後6時まで
※申込は原則としてインターネットで受け付けます。

令和7年11月4日

大 阪 府

1. 選考職種、採用予定人員、職務内容及び勤務先

申し込みは、いずれか一つの選考職種に限ります。また、申込後は選考職種を変更できません。

職 種	採用予定人員	職 務 内 容	勤 務 先
守 衛	1名から3名	庁舎の秩序の維持、警備等に関する業務に従事します。	総務部庁舎室
自動車運転手	1名から3名	幹部職員等の送迎、その他自動車運転に関する業務に従事します。	総務部庁舎室

※採用予定人員については、今後変わることがあります。

2. 受験資格

○昭和51年4月2日以降に生まれた人

○自動車運転手は大型自動車の運転免許（第一種または第二種）を有する人

○次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 大阪府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 4 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

○学歴及び職務経験は問いません。

○日本国籍の有無は問いません。

- 1 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- 2 日本国籍を有しない人は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

3. 選考日時及び選考会場

第1次選考	日 時	令和7年12月6日（土曜日） 午前10時40分集合 ※受付は午前10時から開始します。 受付を終えて、午前10時40分までに指定された試験室内に着席してください。
	選考会場	受験番号の通知時にお知らせします。
	持 参 物	大阪府職員採用選考申込書（写真を貼付）、大阪府職員採用選考受験票、 筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、ボールペン）、時計
第2次選考	日 時	令和8年1月23日（金曜日）又は1月26日（月曜日）のうち、いずれか1日【予定】
	選考会場	詳細については、第1次選考合格者に通知します。

- ※ 第1次選考・第2次選考ともに集合時間までに試験室に入室していない人は受験できません。
 ただし、公共交通機関の不通・遅れによる場合は、当該公共交通機関発行の遅延証明書の提示を条件として、受験を認める場合があります。
- ※ やむを得ず選考日程の変更・延期をする場合は、「大阪府職員採用案内(選考試験)ホームページ」に掲載しますので、確認してください。<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/senkou/index.html>

4. 選考方法

試験の種類		出題内容	時間
第1次選考	教養考査	職員として必要な一般的知識及び教養について出題します。(択一式)	45分
	作文考査	意欲・行動力などを問います。 ※これまでの経験などを問うもので、特別な知識等は必要ありません。	45分
第2次選考	面接考査	個別面接により行います。	—
	実技考査 (自動車運転手のみ)	熟練度について考査します。	—

(注)教養考査においては、人権関係の問題を含みます。第1次選考の合格者のみ第2次選考を実施します。

5. 合格者の発表

区分	発表日【予定】	発表方法
第1次選考	令和7年12月25日(木曜日)	結果は、合格者の受験番号を発表日の午後2時に「大阪府職員採用案内(選考試験)ホームページ」に掲載する予定です。 (アドレス https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/senkou/index.html) また、第2次選考の合格者(最終合格者)に対して、郵送で結果を通知します。 (第1次選考については郵送による通知は行いません。)
第2次選考	令和8年2月3日(火曜日)	

6. 採用

最終合格者は、原則として令和8年4月1日に採用する予定です。
 ただし、採用時において「受験資格」を満たさない場合には採用されません。
 なお、自動車運転手については、採用時点で運転免許の取消しや効力の停止を受けている場合には採用されません。

7. 勤務条件等

1 給与

現行制度に基づき、令和7年4月1日付採用となった場合の給与(初任給)例

- 守衛の場合 年齢21歳で229,300円程度です。
- 自動車運転手の場合 中学校卒・年齢21歳で、250,600円程度(※民間企業6年間勤務を想定)、
 高校卒・年齢21歳で、253,700円程度(※民間企業3年間勤務を想定)

〔 初任給は経歴その他に応じて一定の基準により決定されます。また、給料の月額以外に、通勤手当、住居手当、
 時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。 〕

2 勤務時間

原則として午前9時から午後5時30分(午後0時15分から午後1時まで休憩)となっており、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります。ただし、これらの条件は、勤務場所により異なる場合があります。

3 休暇

年次休暇(年間20日、残日数は20日を限度として翌年に繰越します。ただし、採用の年は、4月1日付採用の場合で、年末までの間に15日となります。)のほか、病気休暇、特別休暇(夏期・結婚・出産等)、介護休暇、介護時間、及び子育て部分休暇があります。

8. 受験手続

① ホームページより ID 取得、受験申込み

令和7年11月26日(水曜日)午後6時までに、「大阪府職員採用選考案内(選考試験)ホームページ」から「令和7年度大阪府職員採用選考案内(守衛・自動車運転手)」を選択し、『インターネットでの受験申込み』より利用者IDを取得のうえ、受験申込みを行ってください。

(既に利用者IDをお持ちの人は新たに利用者登録をする必要はありません。)

受験申込み完了時には「申請の完了」のページの表示と「申込の受付」のメールの受信を必ず確認してください。

② 申込書・受験票のダウンロード・印刷

令和7年12月1日(月曜日)以降に、「大阪府職員採用選考申込書・受験票」をダウンロードするためのメールを送信します。

メールが届きましたら、記載されているURLから「マイページ」へログインし、「申請履歴一覧・検索」から「大阪府職員採用選考申込書・受験票」をダウンロードし、印刷してください。

※令和7年12月4日(木曜日)までにメールが届かない場合は、「ピピっとライン」(TEL:06-6910-8001、FAX:06-6910-8005)までお問合せください。

※ダウンロードは、令和7年12月4日(木曜日)午後6時までに行ってください。

③ 選考当日持参

選考当日に、印刷した「大阪府職員採用選考申込書」と「大阪府職員採用選考受験票」を持参してください。

「大阪府職員採用選考申込書」の該当箇所に写真(上半身、脱帽、正面向、半年以内に撮影したもので縦4cm×横3cmのサイズ)を貼付してください。

《自動車運転手について》

- 「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準(令和7年2月28日警察庁丁運発第73号・別添)」に記載のある、運転免許の取消し又は効力の停止を受けることとなる一定の病気の該当の有無について、必ず申込の際に選択してください。

※「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」は、以下のURLから確認してください。

警察庁ホームページ https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/list2.html

(下記に概要抜粋を掲載しています。)

- 自動車運転手の選考を受験された方のうち、第1次選考合格者は、第2次選考(実技試験も同日)までに以下の書類の提出が必要となります。

- (1) 自動車運転免許証(両面の写し)
- (2) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書(証明期間が5年かつ、半年以内に発行されたものに限る)

※上記(2)の運転記録証明書の発行には日数を要する場合がありますのでご注意ください。

9. その他

- 受験上の配慮(点字受験、車いすの使用や拡大文字による受験等)が必要な場合は、必ず申込時に「受験上の配慮を要する事項の有無」欄の「有」を、受験上の配慮が不要な場合は「無」を選択してください。

「有」を選択いただいた方については、個別に問い合わせをさせていただきます。

- 申込書に記載された情報は、大阪府職員採用選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

- 選考会場周辺で試験結果の通知サービス等を案内している業者は、大阪府と一切関係ありません。

- 選考会場への自動車、単車、自転車の乗り入れや選考会場周辺での駐車は禁止されています。選考会場へは、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

運転免許の拒否等を受けることとなる一定の病気等について【概要】

○運転免許を拒否又は保留される場合

1. 介護保険法第5条の2に規定する認知症
2. アルコール、麻薬、大麻あへん又は覚醒剤の中毒
3. 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの
政令では、統合失調症(自動車等の安全な運転に必要な認知等に係る能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈しないものを除きます。)が定められています。
4. 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの
政令では、次のものが定められています。
ア てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除きます。)
イ 再発性の失神(脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいいます。)
ウ 無自覚性の低血糖症(人為的に血糖を調節することができるものを除きます。)
5. 3及び4のほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの
政令では、次のものが定められています。
ア そううつ病(自動車等の安全な運転に必要な認知等に係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除きます。)
イ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
ウ そううつ病及び睡眠障害のほか、自動車等の安全な運転に必要な認知等に係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

○運転免許の取消し又は効力の停止を受ける場合

1. 運転免許を拒否又は保留される場合の1から5までに掲げるもの
2. 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるもの
3. 政令では、次のものが定められています。
ア 体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができないもの
イ 四肢の全部を失ったもの又は四肢の用を全廃したもの
ウ その他、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるもの(運転免許に条件を付することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除きます。)

○この試験に関する一般的な質問(試験の概要や受験の申し込み方法など)についてのお問合せ先

府民お問合せセンター「ピピっとライン」

TEL:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005 (平日午前9時～午後6時 土日祝日、年末年始休み)

「大阪府職員採用案内(選考試験)ホームページ」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/senkou/index.html>)

○受験資格や業務内容についてのお問合せ先

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課総務グループ

電話 06(6941)0351(代) 内線:2251

FAX 06(6944)6601